

# 柏崎市福祉保健部健康推進課 非常勤職員（理学療法士又は作業療法士）募集要項

令和6年（2024年）4月  
柏崎市福祉保健部健康推進課

次のとおり柏崎市福祉保健部健康推進課に勤務する非常勤職員を募集します。

## 1 募集職種、採用予定人数、職務・服务内容、応募資格

名称・身分	採用予定人数	職務・服务内容	応募資格
非常勤職員 （理学療法士又は作業療法士）	1人	職務： (1) 市民の健康づくりに関する運動指導や運動相談、健康教育等 (2) その他課内の事務補助及び課長が必要と認める業務  職務内容：正規職員に準ずる	普通自動車免許を有し、理学療法士又は作業療法士の資格を有する方  ※パソコンのワード・エクセルで表やグラフを使った文書作成ができる人

## 2 任用期間、勤務時間、報酬等

### (1)勤務場所

柏崎市福祉保健部健康推進課健康増進係（柏崎市元気館：柏崎市栄町18番26号）

### (3)任用期間

任用開始日から令和7年（2025年）3月31日まで

（ただし、期間満了後、勤務成績が良好であり、かつ業務上必要がある場合は、再度任用されることがあります。）

### (3)勤務日

月2～3日程度(土・日、祝日、年末を除く)

### (4)勤務時間

午前9時から午後0時、又は午後1時から午後5時までの間の3時間程

\*会場や混雑具合で変わる場合があります。

### (5)報酬

時給 1, 213円～1, 439円

・報酬は、勤務した月の翌月の21日（その日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、直前の平日）に支給します。

### (6)費用弁償

・勤務距離が片道2キロメートル以上で、通勤費相当日額賃金（通勤距離によって異なる。例：2km～4kmの場合138円）を支給します。

・勤務時間外に勤務した場合は、時間外割増報酬を支給します。

### (7)社会保険

傷害保険に加入します。

## (8) 禁止事項

非常勤職員は、常勤職員と同様、次のような行為は禁止されています。

- ・ 職員として信用を傷つけ、又は不名誉な行為をすること
- ・ 職務上知り得た秘密を漏らすこと
- ・ 政治的団体に関与して一定の行為をすること
- ・ 許可なく公務以外の営利を目的とする事業を営むこと
- ・ 許可なく報酬を得て何らかの事業又は事務に携わること など

## 3 応募方法

市指定の履歴書（写真貼付）に必要事項を記入し、資格証（写し）とハローワークの紹介状とともに、持参又は郵送で柏崎市福祉保健部健康推進課健康増進係（柏崎市元気館内）に提出してください。

※応募書類に不備があるもの、募集期間を過ぎたものは、受け付けできません。

※応募書類はお返しできません。

## 4 試験日時

応募書類受け付け後、5日以内に電話で連絡いたします。

## 5 試験会場

柏崎市元気館（柏崎市栄町18番26号）

## 6 選考方法

面接試験（1人15分程度）

（選考結果は、面接日から10日以内に郵送でお知らせします。）

## 7 申込受付及び試験会場



< 申込受付・試験会場 >  
柏崎市元気館 2階  
健康推進課健康増進係

募集について不明な点は、以下にお問い合わせください。

柏崎市福祉保健部健康推進課健康増進係（担当：若月）

〒945-0061 柏崎市栄町18番26号

電話：0257-20-4213 FAX：0257-22-1077